平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（物流分野におけるＣＯ2削減対策促進事業）

公募説明会

一般財団法人
環境優良車普及機構

公募説明会
次　　第

1.開会　　(13:30)

2.公募説明
　事業の全体説明　　（13：30～14：20）
　休　憩
　補助対象事業について　（14：30～15：20）

3.質疑応答　　（15：20～16：00）

4.閉会　　（16：00）

LEVO

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

1. 応募の申請者が機構に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に**虚偽の記述を行わないでください。**
2. 機構から補助金の**交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、**交付規程に定める場合を除き補助金の**交付対象とはなりません。**
3. 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）しようとするときは、**事前に処分内容等について機構の承認**を受けなければなりません。なお、機構は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に**必要に応じて現地調査等を実施します。**
5. 補助事業に関し**不正行為が認められたときは、**当該補助金に係る**交付決定の取り消し**を行うとともに、**支払い済の補助金**のうち取り消し対象となった額を**返還していただくこと**になります。
6. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、**刑事罰等を科す**旨規定されています。
7. 補助金の応募ができる者は、別紙に示す**暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる**者です。（別紙　暴力団排除に関する誓約事項）に必要事項を記入・押印し提出。
8. 補助事業に係る資料等は、事業完了の属する年度の終了後**5年間、保存**してください。

LEVO

公募要領

1.補助金の目的と性格

2.補助対象となる事業

3.補助対象事業の選定

4.応募に当たっての留意事項

5.応募の方法

6.問い合わせ先

7.公募説明会

○　補助事業における留意事項等について

LEVO

１.補助金の目的と性格

公募要領　p4

○ 目 的

エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための技術等を導入する事業を支援することにより、物流システムの**低炭素化を促進**すること

○ 二酸化炭素削減量の把握

事業の実施により、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示し、また、事業完了後は**削減量の実績を報告**

○ 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規程の定めるところに従い実施

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年８月27日法律第179号 最終改正：平成14年12月13日法律第152号。）
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（物流分野におけるＣＯ２削減対策促進事業）交付要綱（平成28年４月1日環地温発第１６０４０１２０号）
- 物流分野におけるＣＯ２削減対策促進事業実施要領（平成28年４月１日環地温発第１６０４０１６号）
- 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（物流分野におけるＣＯ２削減対策促進事業）交付規程（平成28年4月1日環物流第28-002号）

LEVO

2.補助対象となる事業

公募要領　p5

【対象事業の基本的要件】

- ■　事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること
- ■　提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること
- ■　本事業の補助により導入する設備等について、**国からの他の補助金**（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）**を受けていないこと**（固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む。）

さらに、事業ごとに個別に対象事業の要件があります。

【事業】
①モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業
①-1　鉄道・海上輸送への転換促進事業
①-2　31フィートコンテナ導入促進事業
①-3　共同輸配送促進事業
②物流拠点の低炭素化促進事業
③鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業
④災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業
⑤水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業

後半に説明

LEVO

2.補助対象となる事業

公募要領　p5

ファイナンスリース

　ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とする共同申請とします。

　この場合、以下を証明する書類が必要になります。

・リース料から補助金相当分が減額されていること

・法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であること

共同実施(ファイナンスリース以外)

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合、

代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となる。

、円滑な事業執行と目標達成のために、その**事業の推進に係る取りまとめ**を行う。

、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成

、事業の円滑な実施のための進行管理を行う。

　代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は**変更することができません**。

LEVO

3.補助対象事業の選定

公募要領　p19

補助対象事業の選定のため、一般公募を行います。

応募者より提出された実施計画書等をもとに、
- ■公益性
- ■資金回収・利益の困難性
- ■モデル・実証性
- ■二酸化炭素削減効果等

に基づき審査を行い、当該予算の範囲内で補助事業を選定します。

なお、『基本的要件』および『対象事業の要件』に適合しない提案については審査を行いません。
応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合があります。

【注意】
- 採択通知後、改めて**交付申請書(様式第1)を提出**いただき、審査のうえ**機構から交付決定を通知**します。
- 補助事業は、**交付決定日後（採択通知後ではない）に開始**願います。
- 交付決定日前に発注等を行った経費は、補助対象になりません。

LEVO

〈参考〉　補助事業の流れ

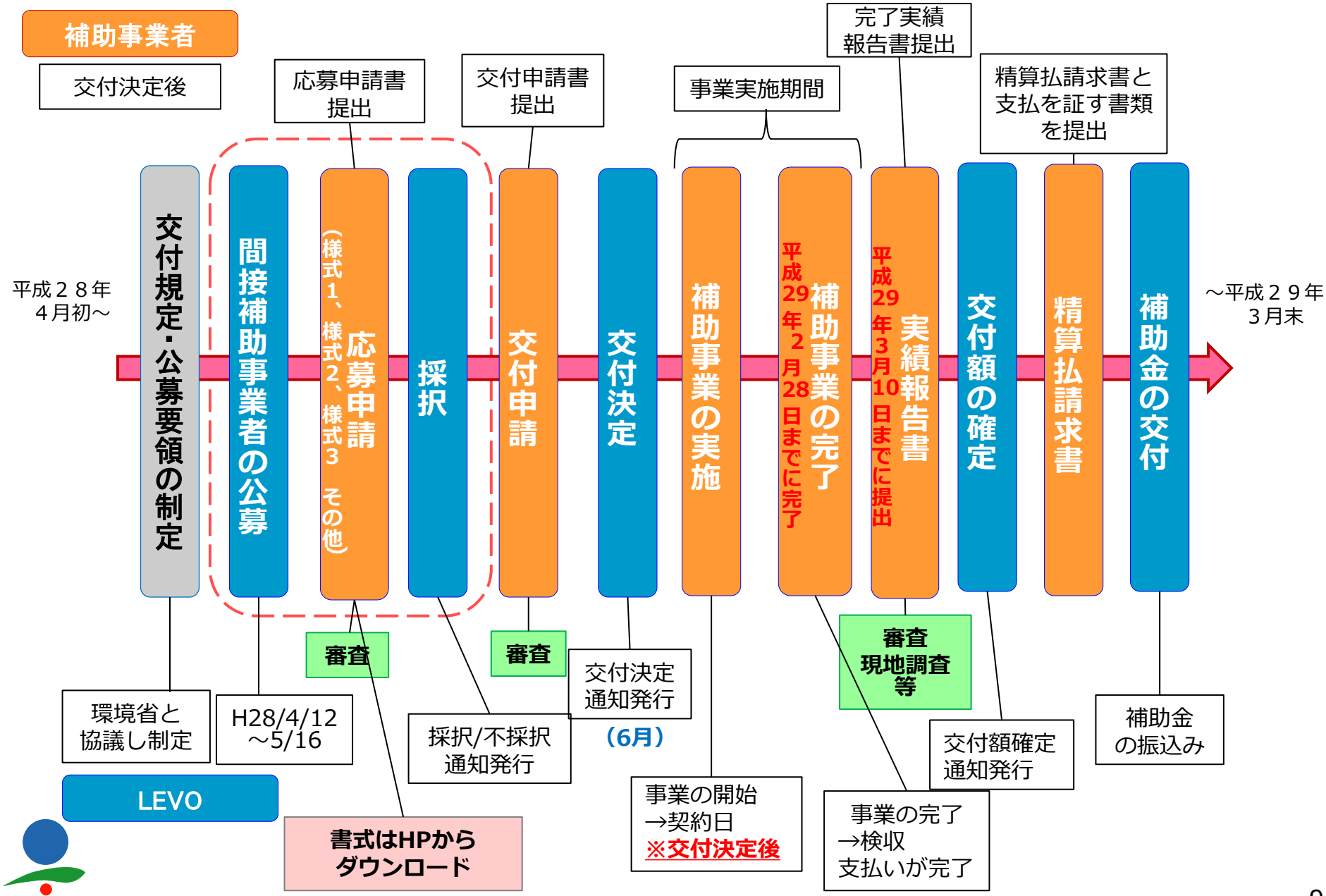

LEVO

応募書類ダウンロード

http://www.levo.or.jp/fukyu/butsuryu/h28_download.html

一般財団法人環境優良車普及機構　物流CO2削減対策事業のページ

一般財団法人 環境優良車普及機構

文字サイズ:

HOME | LEVOの紹介 | お知らせ | 環境優良車普及 | 環境機器普及 | 調査研究 | ライブラリ

物流CO2排出削減対策事業
- 補助事業の概要
- 申請書類等ダウンロード
- 公募説明会について

PDF形式 のファイルをご覧になるためには、Adobe Readerアドビ・リーダー(無償)が必要です。

Get ADOBE® READER®

Home > 物流CO2削減対策事業 > 申請書等ダウンロード

平成28年度　物流CO2削減対策促進事業 申請書等ダウンロード

応募申請書【様式1】

No		書類名	様式	PDF	記入例
1	【様式1】	応募申請書		-	-

別紙・実施計画書【様式2】～別紙・経費内訳【様式3】～別添

No		書類名	【様式2】実施計画書	【様式3】経費内訳	別添
2	①-1	モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業(鉄道・海上輸送への転換促進事業)			-
3	①-2	モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業(31フィートコンテナ導入促進事業)			
4	①-3	モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業(共同輸配送促進事業)			-
5	②	物流拠点の低炭素化促進事業			
6	③	鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業			-
7	④	災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業			
8	⑤	水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業			
-	-	暴力団排除に関する誓約事項		-	-

ページトップへ

LEVO

4.応募に当たっての留意事項

公募要領　P20～21

【虚偽の応募に対する措置】

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

【複数年度にわたる事業】

補助金の交付は、**単年度ごと**に行うこととなります。

このため、補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。

また、次年度以降の補助事業は、**政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるもの**であり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

【補助対象経費】

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、**当該事業で使用されたことを証明**できるものに限ります。

＜補助対象経費の区分＞

ア　モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業のうち３１フィートコンテナ導入促進事業

●鉄道輸送用３１フィートコンテナを導入する場合に必要な経費

イ　水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業

●水素社会実現に向けた産業車両を導入する場合に必要な経費

ウ　ア及びイ以外の事業

●事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費

LEVO

4.応募に当たっての留意事項

公募要領　P20～21

＜補助対象外経費の代表例＞
・既存施設の撤去費
・事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の工事費・購入費　等

【維持管理】
補助事業により導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるもの

【事業報告書の作成及び提出】
補助事業者は、補助事業の完了した日から**その年度**の３月末までの期間**及びその後の３年間**、**毎年度の二酸化炭素削減効果等についての報告書を提出**

【他の補助事業との関係】
補助対象経費には、**国からの他の補助金**（負担金、利子補給金及び適正化法第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号に掲げる資金を含む。）**と重複できない。**

【補助事業完了後の検証】
補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、環境省から委託を受けた団体による**現地調査**を行う場合がある。

【事業内容の発表等について】
本事業の実施内容・成果については、**積極的に公表するように努める**とともに、実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、**環境省「物流分野におけるＣＯ２削減対策促進事業」によるもの**である旨を必ず**明示**すること

LEVO

○補助事業における留意事項

公募要領p21,p27～29

【事業の開始】　［公募要領p27］
　機構からの交付決定を受けた後に、事業開始
（工期等の諸事情により早期開始が必要なものについては要相談）
・　契約・発注日は、機構の交付決定日以降であること。
・　原則として競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
　(例：三者見積)
・　当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

【実績報告書の提出】　［公募要領p27,28］　［交付規程第11条］
2月28日までに補助事業を完了（支払いが完了すること）。
　(複数年事業であっても、各年度、2月末日までに完了)
事業完了後30日以内、または3/10のいずれか早い日までに**実績報告書**（様式第11 完了実績報告書）を提出。

【事業報告書の提出】　［公募要領p21］　［交付規程第16条］
事業終了年度及びその後3年間の期間、各年度終了後30日以内（4/30まで）に事業報告書(様式第16 事業報告書)を環境大臣に提出。
証拠書類は年度終了後、3年間保管。

【経理書類の保管】　［公募要領p28］　［交付規程第8条八］
経理帳簿及び証拠書類は、他の経理と明確に区分して整理。
事業年度終了後、5年間保存。

LEVO

○補助事業における留意事項

公募要領　p27～29

【取得財産の管理】［公募要領p28］［交付規程第8条十一、十二］
補助事業により取得、または効用が増加した財産について、取得財産等管理台帳を整備し、補助事業により取得した旨を明示。
それらの財産(価格が50万円以上)について、法定耐用年数中、処分制限あり。
もし期間内に、処分（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、取壊し、廃棄）する場合は事前に機構に申請・承認が必要。

【利益等排除】［公募要領p28］
補助対象経費の中に、自社製品の調達 (工事を含む)がある場合、原価をもって補助対象経費を計上（補助事業者の利益等相当額を排除）

【圧縮記帳】［公募要領p29］
補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（圧縮記帳）の規定（法人税法第42条）の適用を受けることができる。
なお、規定の適用を受ける場合は、一定の手続きが必要となるので、所轄の税務署等にご相談ください。

【消費税、地方消費税の取扱い】　［交付規程第4条2］
消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、補助対象経費に含めて応募申請できる場合もある。

LEVO

5.応募の方法

公募要領　p22～23

【応募書類】

ア

【様式1】
応募申請書
印

共同事業者がある場合は、別紙（様式任意）に共同実施を明記したうえで、各事業者の代表印を押印して提出。

イ

【様式2】
実施計画書
xls

参考資料
対象事業の要件を確認できる書類

機器仕様、図面

ウ

【様式3】
経費内訳
xls
複数年度事業の場合は、複数年度事業全体の経費内訳と、そのうち平成28年度分の経費内訳の2種類添付する。

参考資料
見積書又は積算書

様式3の経費内訳の根拠となる資料

キ

【別添】
ハード対策事業計算ファイル等
CO2排出削減量の根拠となる資料を添付（事業によって指定された計算様式があります）

ア～ウ、キの書類の電子データを保存したCD-R/DVD-Rを1部

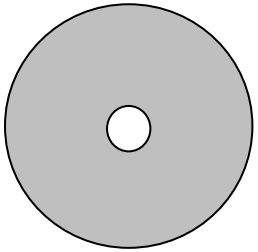

ア～ウ、キ　紙書類を3部提出
及び参考資料

正本　1部
副本　2部（コピー可）

エ、オ、カ、別紙
紙書類を1部提出

エ

業務概要

応募者の業務内容がわかる企業パンフレット等

共同事業者がいる場合は、その業務概要も添付

定款
又は
寄附行為

共同事業者がいる場合は、その定款又は寄附行為も添付

オ

直近2期
貸借対照表

共同事業者がいる場合は、その直近2期貸借対照表も添付

直近2期
損益計算書

共同事業者がいる場合は、その直近2期損益計算書も添付

カ

法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可書等の写し

別紙

暴力団排除に関する制約事項

署名　印

エ、オ、カ、別紙　は共同事業者を含む。

LEVO

5.応募の方法

公募要領　p22～23

【提出方法】郵便、信書便、持参

封書

応募事業者名

（例）物流拠点の低炭素化促進事業
応募書類　在中

応募書類に、封書を入れ、宛名面に、応募事業者名及び対象事業の応募書類である旨を**朱書き**で明記してください。

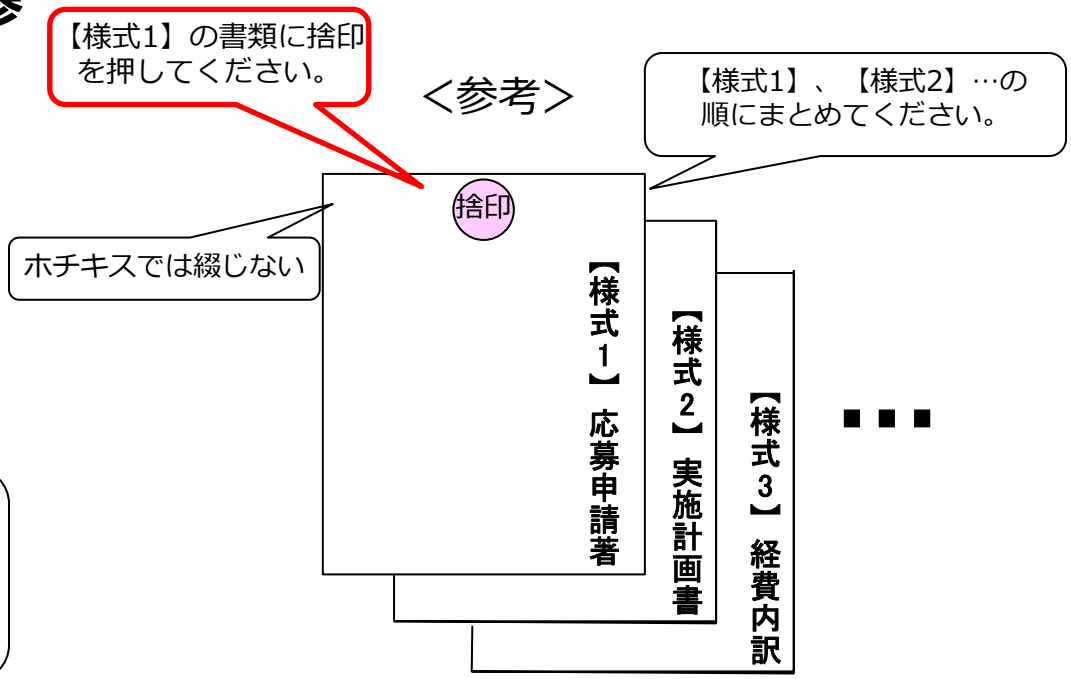

【公募期間・提出先】

平成28年4月12日（火）9時　～　平成28年5月16日（月）17時

〒160-0004
東京都新宿区四谷2丁目14番地8　YPCビル8階
一般財団法人環境優良車普及機構　「物流CO2削減対策事業」執行グループ　宛

<注意>

公募期間以降に機構に到着した書類のうち、遅延が機構の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

LEVO

6.問い合わせ先

公募要領　P24

原則として、電子メールで問い合わせ願います。

【問い合わせ先】
〒160-0004
東京都新宿区四谷2丁目14番地8　YPCビル8階
一般財団法人環境優良車普及機構
「物流CO2削減対策事業」執行グループ
TEL：03-5341-4728
FAX：03-5341-4729
e-mail：butsuryu@levo.or.jp

【問い合わせ期間】

平成28年4月12日（火）～平成28年5月16日（月）

LEVO

【お問合用紙】

① 事業全般に関するご質問　　② 各事業に関するご質問は、下記へ記入してください。

会社名	ご担当者様	ご連絡先（TEL)	E-mailアドレス

【ご質問内容】

【ご回答】LEVO記入欄

LEVO

補助対象となる事業の説明

LEVO

物流分野におけるCO2削減対策促進事業

＝　概　要　＝

自動車を中心とする物流システムから、鉄道、海運をも活用した総合物流システムへの転換期をとらえ、これに低炭素価値を組み合わせ、物流システム全体の低炭素化を図る。このため、

①鉄道海運の活用やモーダルシフト

②共同輸配送、閑散鉄道の活用等による物流効率化

③物流拠点及びその荷役機器等の最新化

等により、CO2削減対策を推進する。

予算

３７億円（うち　事務経費　４．５％（１．６億円）以内）

事業のスキーム

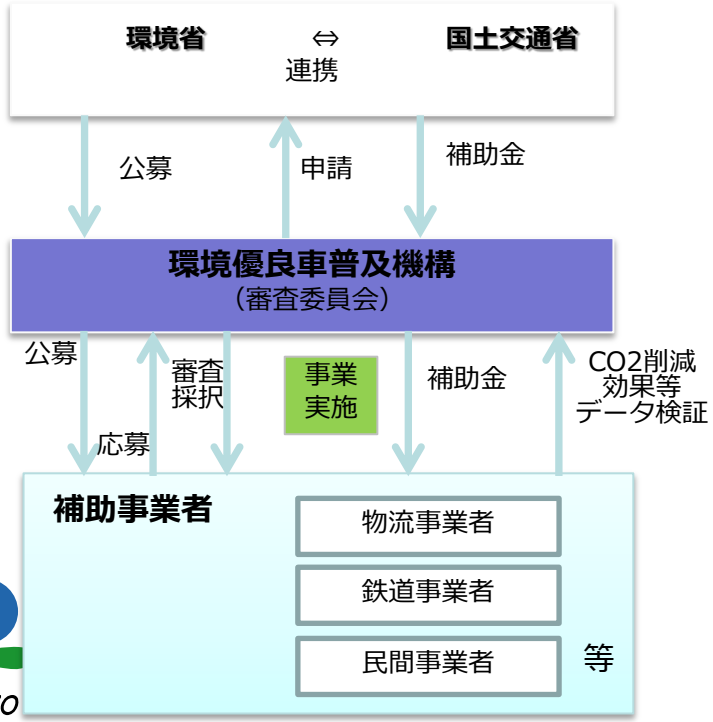

1.モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業

①鉄道・海上輸送への転換促進

モーダルシフトを促進するため必要となる設備導入経費（トラクターヘッド、シャーシ、大型荷役機器等）を支援

②31フィートコンテナ導入促進

31ftコンテナ導入経費について支援

③共同輸配送促進

トラック輸送効率改善に資する共同輸配送実現のための設備導入経費について支援

補助割合：1/2

2．物流拠点の低炭素化促進事業

低炭素化設備に資する物流設備の導入や物流業務の効率化を支援

太陽光発電システム、垂直型連続運搬装置etc

補助割合：1/2（高天井LED照明器具は1/3）

3.鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業

鉄道事業者・物流事業者を対象に荷物用車両への改造や運搬機の導入など、輸送手段の切り替えに必要な設備導入経費を補助

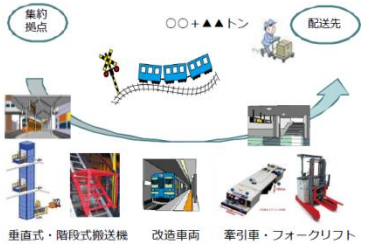

補助割合：1/3

4 .災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業

電動型トランスファークレーンやハイブリッド型ストラドルキャリア等の低炭素効果が高い先進的な設備の導入を支援

補助割合：1/3以内

5 .水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業

燃料電池式フォークリフトの導入
補助割合：　エンジン車との差額の1/2
（上限500万円）
中高出力帯の電動フォークリフトの導入
補助割合：　エンジン車との差額の1/3
（上限100万円）

燃料電池式フォークリフト

新型電動フォークリフト例

名称	①モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業		
	①-1　鉄道・海上輸送への転換促進事業	①-2　31ftコンテナ導入促進事業	①-3　共同輸配送促進事業
事業の目的	荷主企業及び貨物運送事業者等が行う鉄道・海上輸送への転換促進事業に要する経費の一部を補助	鉄道輸送用31フィートコンテナの導入経費の一部を補助	荷主企業及び貨物運送事業者、地方公共団体等が行う共同輸配送促進事業に要する経費の一部を補助
対象事業の要件	モーダルシフトの実現に必要な設備機器等を新たに導入	鉄道輸送用31フィートコンテナの導入新たに導入	複数荷主の貨物にかかる共同輸配送の集約センターや輸送等設備を新たに導入
補助事業者	・荷主企業 ・貨物運送事業者 ・ファイナンスリース会社	・鉄道貨物利用運送事業者 ・貨物鉄道事業者でコンテナの所有者 ・ファイナンスリース会社	・荷主企業 ・貨物運送事業者 ・地方公共団体等 ・ファイナンスリース会社
補助割合	機械器具費の1/2	基準額（450万円／個）と補助対象経費を比較して少ない方の額の1/2	補助対象経費の1/2
実施期間	単年度 H25～H29	単年度 H24～H28	2年以内（実施計画書要） H25～H29
補助対象	工事費、設備費、事務費 ・車両（被けん引自動車のシャーシを含む） ・輸送機材 ・荷役機器 ・情報機器　等	鉄道輸送用31フィートコンテナの導入する場合に必要な経費	工事費、設備費、事務費 ・車両 ・輸送機材 ・荷役機器 ・情報機器　等
備考	【対象外】 ・31ftコンテナの導入 ・既存設備、機器の代替え ・青森～函館、本土～離島への海上輸送を行う場合	【対象外】 ・既存31ftコンテナの代替え ・特定の荷主が利用する専用の31ftコンテナを導入する場合 ・鉄道貨物輸送量の増加に資さないと考えられる事業	【対象外】 ・特別積合せ貨物運送

LEVO

名称	②物流拠点の低炭素化促進事業	③鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業	④災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化促進事業	⑤水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業
事業の目的	物流拠点の低炭素化と物流の効率化を支援	地方鉄道の閑散線区や地下鉄等の新たな輸送転換モデルの構築に要する経費の一部を補助	港湾地域で設備等を導入しようとする事業者に対して、事業の実施に必要となる経費の一部を補助	燃料電池フォークリフト等を導入する事業に要する経費の一部を補助
対象事業の要件	設備の導入と省エネ化効率化の一体的※取り組み （※）設備の導入と物流拠点の省エネ化又は効率化を図る自社の取り組みを実施	トラックから鉄道への新たなモーダルシフトを実現するために必要な設備・機器等を導入	港湾において使用し、災害時においても機能を発揮する設備導入	・燃料電池フォークリフトの導入 ・急速充電機能を搭載した定格荷重3t以上の電動フォークリフトの導入
補助事業者	・営業用倉庫業者 ・公共トラックターミナル事業者 ・協同組合 ・ファイナンスリース会社	・荷主企業 ・貨物運送事業者 ・鉄道事業者 ・軌道経営者等 ・ファイナンスリース会社	・港湾運送関連事業者 ・船舶運航事業者 ・補助対象設備所有者 ・ファイナンスリース会社	・補助対象フォークリフトの導入者 ・ファイナンスリース会社 （転リースも可）
補助割合	補助対象経費の１/2 （高天井LEDは1/3） 1事業当たり5,000万円が上限	機械器具費の1/3	補助対象経費の1/3以内	燃料電池フォーク(差額の1/2) 上限：500万円／台 新型電動フォーク(差額の1/3) 上限：100万円／台
実施期間	2年以内（実施計画書要） H25～H29	2年以内（実施計画書要） H28～H30	2年以内（実施計画書要） H24～H29	単年度 H28～H30
補助対象	工事費、設備費、事務費 対象設備 ・太陽光発電設備（蓄電池含む） ・断熱パネル(塗料は不可) ・変圧器 ・運搬機器（電動フォーク等） ・高天井LED照明器具	工事費、設備費、事務費 ・鉄道車両改造 （鉄道車両本体の購入費は含まない） ・輸送機材 ・荷役機器 ・情報機器不特定多数の荷主企業の貨物の輸送においても利用できること	工事費、設備費、事務費 例えば ・電動、HB型トランスファークレーン ・HB型ストラドルキャリア （HB=ハイブリッド）	・水素を燃料とする燃料電池式フォークリフト ・急速充電機能を搭載した定格荷重3t以上の電動フォークリフト ・従来型の鉛畜電池のみではなく、リチウムイオン電池等を活用した効率的なエネルギー回生機構を搭載した定格荷重3t以上の電動フォークリフトの導入
備考	・売電不可 ・電動フォークリフトは3t未満に限る ・既存設備の代替えであること。 【新規・新設が対象となる場合】 ・太陽光発電設備 ・スクラップアンドビルドや集約化について対応関係が認められる場合エネルギー消費量を算出できて、導入後ただちに効果が検証できるもの	【対象外】 ・31ft コンテナの導入 ・既存設備、機器の代替え	・申請者は、港湾を管轄している地方整備局と事前に調整を行ったうえで実施計画書を作成 （調整等の結果の概要等を添付） ・港湾の開発戦略と整合していること 【対象外】 再生可能エネルギーによる発電等に係る設備等は除く	・電動フォークリフトは3t以上の新型

①-1　鉄道・海上輸送への転換促進事業

公募要領p5～p7

◎対象事業の要件

(i)貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は海上輸送へ転換するため、又は、
(ii)新規貨物を鉄道輸送又は海上輸送により輸送を行うため、物流に係る関係者が、
モーダルシフトの実現に必要な車両（被けん引自動車（シャーシ）を含む。）、
輸送機材、荷役機器、情報機器等の設備・機器を**新たに導入する事業。**
（既存の設備・機器の代替を行う場合等を除く。）

◎補助事業者

(i)貨物輸送を委託する**荷主企業**
(ii)貨物輸送を実施する**貨物運送事業者等物流に係る関係者**
(iii)補助対象設備・機器を**ファイナンスリース**により提供する**民間企業**

◎補助金の交付額

機械器具費の**２分の１**

◎補助事業期間

原則として**単年度**

【事業例】

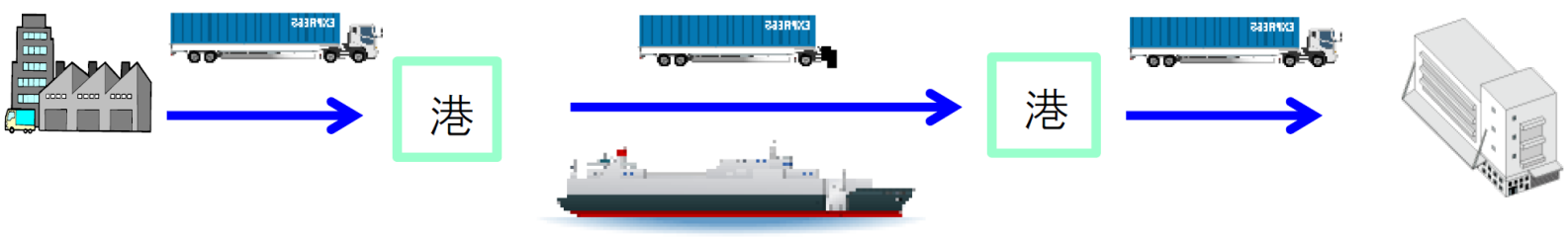

LEVO

①-2　31フィートコンテナ導入促進事業

公募要領p7～p8

◎対象事業の要件

一定の仕様の鉄道輸送用31フィートコンテナを導入する事業
ただし、
(i)既存の同コンテナを代替する事業
(ii)特定の荷主が利用する専用の同コンテナを導入する事業
(iii)鉄道貨物輸送量の増加に資さないと考えられる事業
を除く。

◎補助事業者

(i)鉄道貨物利用運送事業者又は貨物鉄道事業者であって、**補助対象コンテナの所有者となる者**
(ii)補助対象コンテナを鉄道貨物利用運送事業者又は貨物鉄道事業者に**ファイナンスリース**により提供する**民間企業**

◎補助金の交付額

鉄道輸送用31フィートコンテナの導入に必要な経費と基準額（450万円／個）を比較して少ない方の額の**２分の１**

◎補助事業期間

原則として**単年度**

31フィートコンテナ

項目	仕様
①一般	JR貨物における鉄道輸送が可能であること
②構造	有蓋コンテナであること
③材質	上記①に規定する輸送が可能なものであれば、材質（アルミ等）に指定はない
④大きさ	コンテナの高さ（外寸）が2,800ミリメートルを超えるものについては、輸送可能区間が大きく制約されることから、対象外

LEVO

①-3　共同輸配送促進事業

公募要領p9～p10

◎対象事業の要件

荷主企業及び貨物運送事業者、地方公共団体等物流に係る関係者が、複数荷主の貨物にかかる共同輸配送の実現のために集約センターや輸送等において必要となる車両・荷役機器・情報機器等の設備を**新たに導入する事業**（特別積合せ貨物運送を除く。）

◎補助事業者

(i)貨物輸送を委託する**荷主企業**
(ii)貨物輸送を実施する**貨物運送事業者**、**地方公共団体等物流に係る関係者**
(iii)補助対象設備を**ファイナンスリース**により提供する**民間企業**

◎補助金の交付額

補助対象経費の**２分の１**

◎補助事業期間

原則として**単年度**
ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書を提出することを前提に、実施期間を２年以内にすることができる。

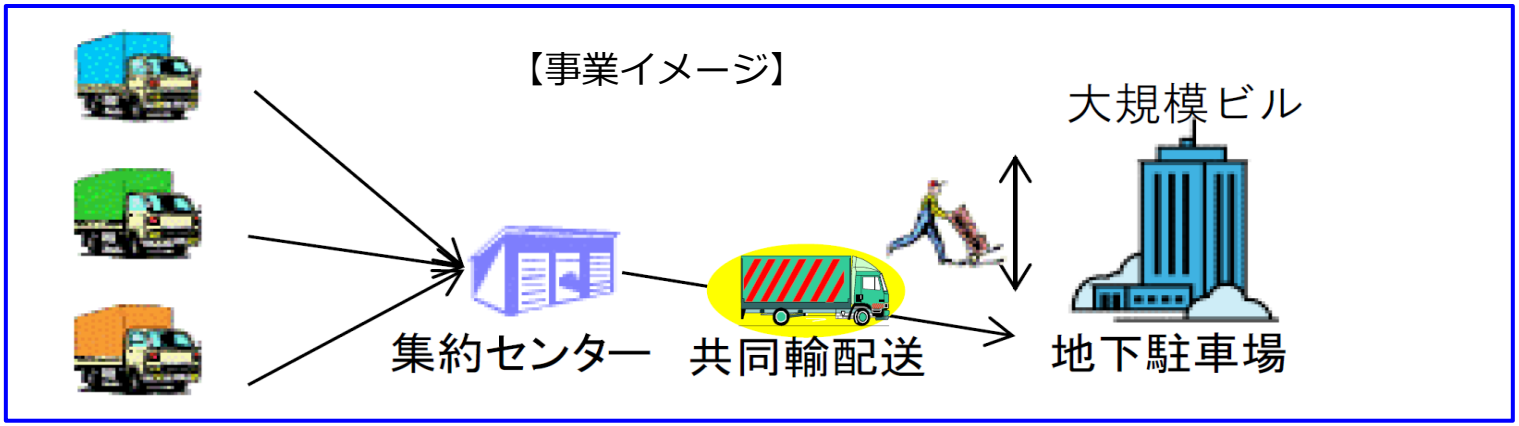

②　物流拠点の低炭素化促進事業

公募要領p10～p12

◎対象事業の要件

(i)物流施設（営業用倉庫及び公共トラックターミナル）の低炭素化に資する設備の導入（ハード面）
(ii)これと関連して行う物流施設の省エネ化又は物流業務の効率化等を図るための取組（ソフト面）
を一体的に実施する事業であって、次頁のａ～ｃのすべてに適合するもの

◎補助事業者

(i)**営業用倉庫業者**
(ii)**公共トラックターミナル事業者**
（iii）主に、（i）及び（ii）の事業者で構成される協同組合等
（iv）補助対象設備をフ**ァイナンスリース**により提供する **民間企業、団体**

◎補助金の交付額

補助対象経費の**２分の１**
（高天井LED照明機器は**３分の１**）
（上限5,000万円）

◎補助事業期間

原則として**単年度**
ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書を提出することを前提に、実施期間を２年以内にすることができる。

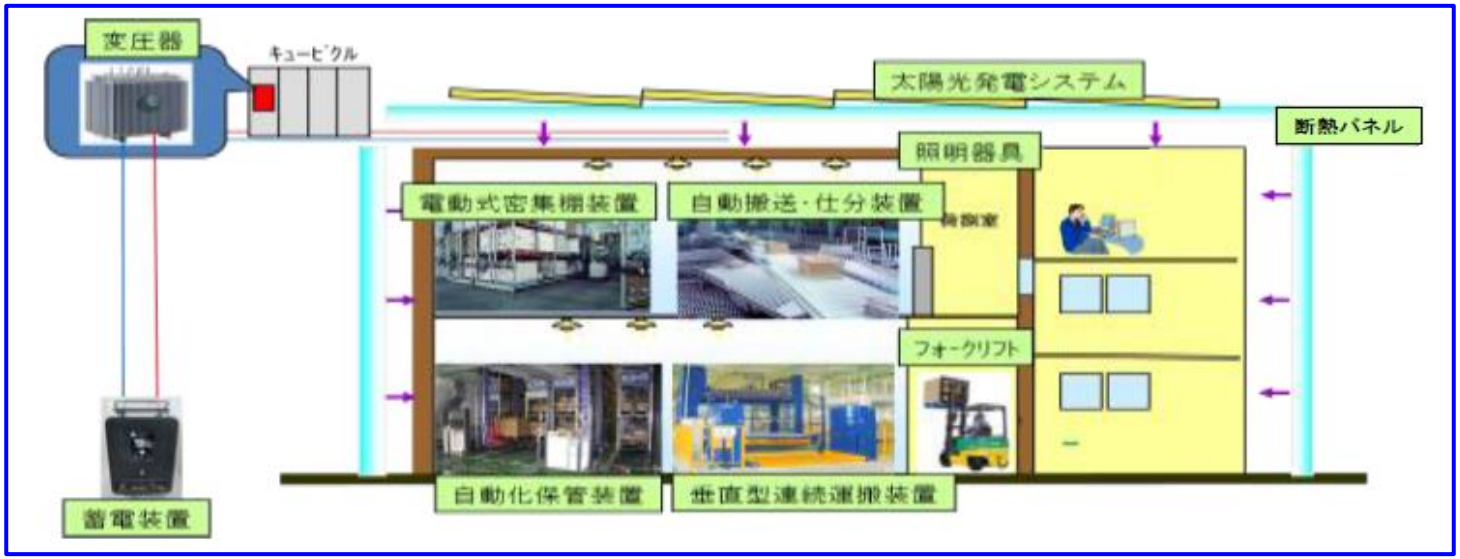

LEVO

＜対象事業の要件＞

（a）

1.対象施設・設備		2.対象の要件
太陽光発電設備（蓄電池を含む）		「固定価格買取制度」で定める設備認定を受けないこと
高天井LED照明機器		「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成28年2月2日変更閣議決定）」の「LED照明器具」（備考9に基準による高天井器具に限る）の判断の基準に適合するもの
断熱パネル		－
変圧器		「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成28年2月2日変更閣議決定）」の「変圧器」の判断の基準に適合するもの
運搬機器		
	フォークリフト	定格荷重3t未満かつ電動式のものに限る
	自動仕分装置	－
	自動運搬装置	－
	垂直型連続運搬装置	－
	自動化保管装置	－
	電動式密集棚装置	－
	搬出貨物表示装置 （デジタルピッキングシステム）	－

（b）原則として、既存の物流施設における既存の設備の代替であること。
ただし、
(i) 設備の新規導入自体が低炭素化に資する太陽光発電設備等については、設備の新設も対象とする。
(ii) 新設される物流施設であって、既存の物流施設との間にスクラップ・アンド・ビルドや集約化についての明確な対応関係が認められる場合には、当該新設施設への設備の新設も対象とする。

（c）物流施設ごとの申請単位とし、物流施設全体の低炭素化が図られる事業であって、当該導入設備の年間エネルギー消費量を算出でき、導入後に直ちに効果が検証できるものであること。

LEVO

③　鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業

公募要領p12～p14

◎対象事業の要件

物流に係る関係者が連携・協力し、地方鉄道の閑散線区や地下鉄をはじめとする都市鉄道等の旅客鉄道の余剰輸送力を活用したトラックから鉄道への新たなモーダルシフトを実施する事業計画を策定し、当該事業計画を実現するために必要となる次の設備・機器等を**新たに導入する事業**

・輸送機材（垂直式・階段式搬送機等）
・鉄道車両改造費（鉄道車両本体の購入費は含まない）
・荷役機器（牽引車、フォークリフト等）
・情報機器等

ただし、既存の設備・機器の代替えを行う場合（事業計画を実現するために不可欠な設備・機器への代替えを除く。）等を除く。

なお、補助事業で有した設備・機器等は、当該事業計画による利用に限定せず、不特定多数の荷主企業の貨物の輸送においても利用できるよう配慮されているものであること。

◎補助事業者

(i)貨物輸送を委託する**荷主企業**
(ii)貨物輸送を実施する**貨物運送事業者等物流に係る関係者**
(iii)補助対象設備・機器を**ファイナンスリース**により提供する**民間企業**

◎補助金の交付額

機械器具費の**３分の１**

◎補助事業期間

原則として**単年度**
ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書を提出することを前提に、実施期間を２年以内にすることができる。

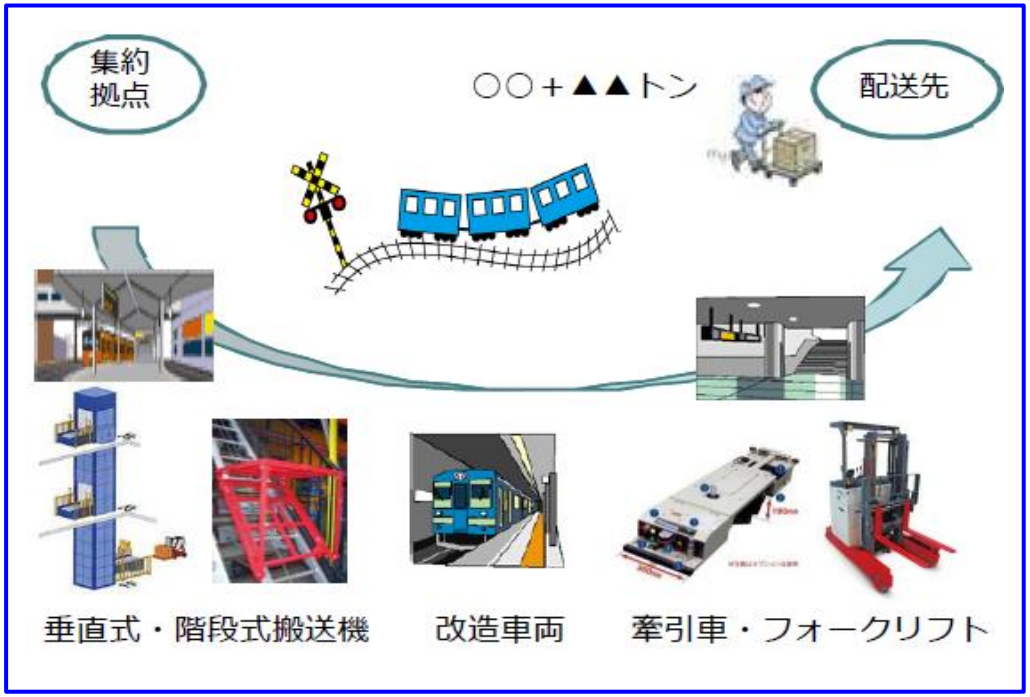

LEVO

④　災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化促進事業

公募要領p14～p16

◎対象事業の要件

港湾において使用する（i）低炭素化を推進する、（ii）先進的技術を用いた、（iii）災害時においても機能を発揮する**設備等**（ex.電動型トランスファクレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア）を**導入する事業**
（再生可能エネルギーによる発電等に係る設備等を除く。）

◎補助事業者

次のいずれかの法人格を有する者（地方公共団体を除く）
(i) 港湾運送事業法の許可を受け又は届出をした港湾運送事業者及び港湾運送関連事業者
(ii) 港湾運送事業法に規定する港湾運送事業及び港湾運送関連事業と同様の事業を行う者
(iii)船舶運航事業者
(iv)上記が行う事業に関連する補助対象設備等を所有しようとする者及び事業に関連する施設等に補助対象設備等を所有しようとする者
(v) 補助対象設備等をファイナンスリースにより提供する民間企業

◎補助金の交付額

補助対象経費の**３分の１**以内

◎補助事業期間

原則として**単年度**
ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書を提出することを前提に、実施期間を２年以内にすることができる。

◎実施計画書作成に当たっての調整

港湾の開発戦略と整合させるため、申請者は、事業を行う予定としている港湾を管轄している地方整備局等と事前に調整等を行った上で実施計画書を作成。

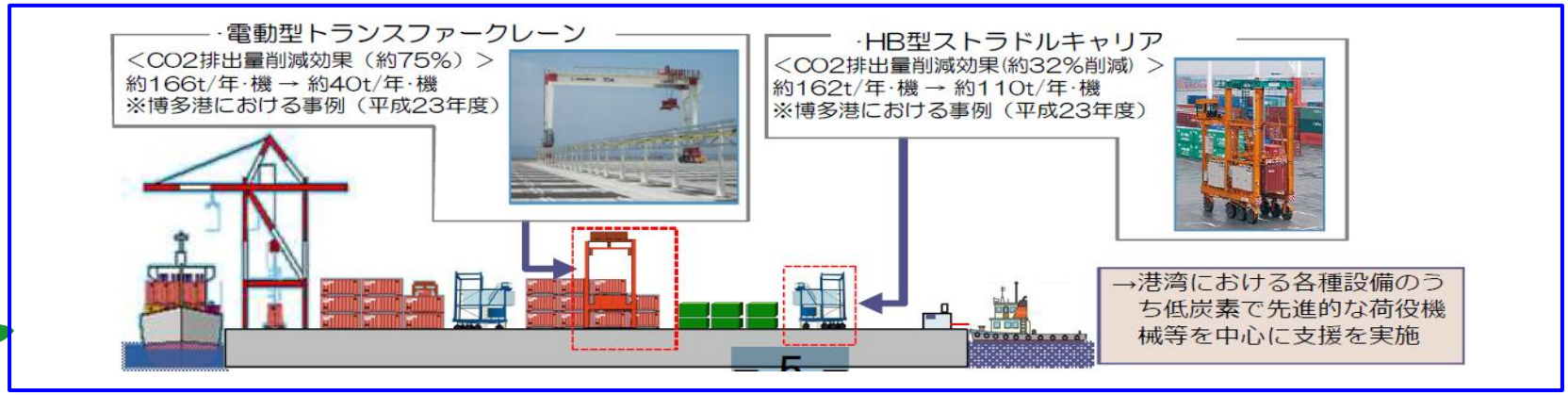

⑤　水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業

公募要領p17～p18

◎対象事業の要件

(i)水素を燃料とする燃料電池システムを搭載した**燃料電池フォークリフトの導入**
(ii)以下の**電動フォークリフトの導入**
- 急速充電機能を搭載した定格荷重３ｔ以上のもの
- リチウムイオン電池等を活用した効率的なエネルギー回生機構を搭載した定格荷重３ｔ以上のもの

◎補助事業者

(i)高圧ガス保安法に基づく許可または届け出をした水素ステーション（移動型も含む）を所有する若しくは継続的に利用可能な事業者（見込みも含む）であって、**補助対象燃料電池フォークリフトを導入する者**
(ii)**補助対象電動フォークリフトを導入する者**
(iii)補助対象燃料電池フォークリフト又は同電動フォークリフトを、**ファイナンスリース（転リース含む）**により提供する**民間企業**

◎補助金の交付額

右図

◎補助事業期間

原則として**単年度**

【燃料電池フォークリフト】
一般的なエンジン車との差額の**2分の１**
（上限500万円/台）

燃料電池式フォークリフト（2.5t）例

【電動フォークリフト】
一般的なエンジン車との差額の**3分の１**
（上限100万円/台）

新型電動フォークリフト例

LEVO